

第1回千葉県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日 時 令和6年12月20日（金） 午後1時30分から
- 2 場 所 千葉県教育会館608会議室
- 3 出席者
- 委 員 立岡 大助、粕谷 清、出山 輝夫、大堀 潔、勝矢 久
村尾 真一、戸澤 優之、高井 則之、吉富 友恭、小倉 久子
- 千 葉 県 穴澤副知事
- 農林水産部 前田部長
- 水 産 局 小嶋水産局長
- 水 産 課 宮嶋課長、三田副課長
大槻漁業調整班長、曾根技師
- 漁業資源課 原課長、荒井副課長
三井資源管理班長、川合主査
大藤漁場環境整備班長
- 水産事務所 銚子：迫所長、山下課長、高橋技師
館山：山田所長、永山課長
勝浦：小森所長、末永課長
- 水産総合研究センター内水面水産研究所 藍所長、野中研究員
- 事 務 局 信太副技監、久野副主査、高山副主査、藤谷副主査、川口副主査

4 議事事項

- (1) 会長の選出
- (2) 議事録署名人の選出
- (3) 会長代理の選出
- (4) 説明事項
 - ① 千葉県内水面漁場管理委員会について
 - ② 千葉県の内水面漁業（漁業制度）について
 - ③ 千葉県の内水面漁業の課題と県の取組について
 - ④ 漁業権漁場における有用魚介類の生息状況等について

5 議 題

- (1) 千葉県漁業調整規則の一部改正について（諮問）
- (2) その他

6 審議経過

【宮嶋課長】

ただいまから、第22期千葉県内水面漁場管理委員会第1回委員会を開会いたします。

本日は第1回目の委員会でございますので、漁業法施行令第15条において準用する第14条第1項ただし書の規定によりまして、知事が招集いたしました。

私、水産課長の宮嶋と申します。しばらくの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

初めに穴澤副知事から挨拶を申し上げます。

【穴澤副知事】

副知事の穴澤でございます。皆様には日頃、大変お世話になっております。

第22期千葉県内水面漁場管理委員会第1回委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様には日頃より、本県内水面漁業等の振興に御尽力いただきますとともに、本委員会の委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。今後4年間、本県内水面における水産動植物の採捕や増殖に関する事項について御審議をいただくこととなります。どうぞよろしく願いいたします。

さて、本県の河川や湖沼はウナギやフナなどを対象とする漁業やアオノリ養殖などの漁場であるとともに、釣りをはじめとするレクリエーションの場として県民の皆様に親しまれています。一方、内水面を取り巻く現状を見ますと、カワウや外来魚による食害、ナガエツルノゲイトウやオニビシなど水生植物の異常繁殖など、多く課題を抱えております。

県といたしましては、委員の皆様のお力をお借りしながら、水産資源の維持・増大のほか漁場環境の保全に努め、地域の活性化につながるよう積極的に取り組んでまいりますので、委員の皆様には今後も御支援と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【宮嶋課長】

次に、改めまして委員の皆様を御紹介申し上げます。出山委員でございます。勝矢委員でございます。大堀委員でございます。粕谷委員でございます。村尾委員でございます。戸澤委員でございます。立岡委員でございます。高井委員でございます。吉富委員でございます。小倉委員でございます。

ここで穴澤副知事は所用により退席させていただきます。

【穴澤副知事】

どうぞよろしくお願ひいたします。

(副知事退席)

【宮嶋課長】

引き続きまして、県農林水産部職員を紹介させていただきます。前田農林水産部長です。小嶋水産局長です。原漁業資源課長です。漁業資源課の荒井副課長です。銚子水産事務所の迫所長です。館山水産事務所の山田所長です。勝浦水産事務所の小森所長です。水産総合研究センター内水面水産研究所の藍所長です。

続きまして、委員会事務局から職員を紹介をお願いします。

【信太副技監】

それでは、委員会事務局の職員を紹介させていただきます。久野副主査です。高山副主査です。藤谷副主査です。川口副主査です。最後に私、信太と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【宮嶋課長】

それでは議事に入ります。

次第5、仮議長の選出でございます。本日は初回の会議であり、会長及び会長代理が決まっておりません。そこで会長が選出されるまでの間、仮議長を立てる必要がございます。慣例では農林水産部長が仮議長を務めておりますが、委員の皆様から御了解いただければ、そのように進めたいと考えます。委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宮嶋課長】

ありがとうございます。異議なしとのことですので、前田農林水産部長が仮議長を務めることとさせていただきます。

それでは、前田部長、よろしくお願いいたします。

【前田農林水産部長】

それでは仮議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

初めに事務局から委員の出席状況について御報告願います。

【宮嶋課長】

本日は委員全10名の皆様から御出席をいただいております。したがって、漁業法第173条において準用する第145条第1項の規定により、本日の委員会が成立していることを御報告申し上げます。

【前田農林水産部長】

続きまして、次第6、会長の選出についてでございますが、会長については、漁業法第173条において準用する第137条第2項の規定により、委員の互選となっております。これまでの慣例でございますと、推薦により選出いただいていたところですが、推薦による選出でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【前田農林水産部長】

異議なしの声を頂きました。それでは、どなたか推薦はございますでしょうか。

はい、粕谷委員。

【粕谷委員】

立岡委員さんをお願いしたいと思います。

【前田農林水産部長】

ただいま粕谷委員から会長に立岡委員をとの推薦の御発言がございましたが、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【前田農林水産部長】

ありがとうございます。異議なしとのことでございます。

ただいま委員の皆様から同意いただきましたが、立岡委員、会長をお受けいただけますでしょうか。

【立岡委員】

はい。

【前田農林水産部長】

ありがとうございます。それでは、会長は立岡委員に決定いたします。

会長が決まりましたので、私は仮議長の任を退かせていただきます。円滑な議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

【宮嶋課長】

ありがとうございました。

それでは、立岡会長におかれましては会長席へお移りいただきたいと存じます。

それでは、立岡会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

【立岡会長】

ただいま御推薦をいただきまして、第22期の会長を務めさせていただくことになりました立岡と申します。

千葉県内水面漁業の調整を担う行政委員会の会長ということで、大変大きな役割を仰せつかることとなりました。責任の重さ、重大さを感じているところでございます。

平成24年以降3期12年の長きにわたりまして会長を務めてこられました粕谷委員さんがいらっしゃる中で、果たして私が会長でいいのかなという思いは実際あるのでございます

けども、一生懸命務めさせていただきたいと考えています。

委員の皆様、そして県関係の皆様、御支援・御指導、また御協力をどうぞよろしく願いいたします。

【宮嶋課長】

ありがとうございました。

それでは、会長が決定したところで暫時休憩とし、今後の進行を委員会事務局と交代させていただきます。

なお、ここで前田農林水産部長、小嶋水産局長は所用により退席をさせていただきます。

(休憩)

【信太副技監】

それでは、委員会を再開させていただきます。

本日は資料が多いため、ここで資料の確認をさせていただきたいと思います。本日お配りした資料は全部で10点ございます。会議次第の一覧の順番で確認をさせていただければと思います。1点目は委員名簿でございます。次に2点目は、表紙が本日の委員会の会議次第となっております、議題に関わる資料はクリップ止めをさせていただいております。3点目、4点目は会議次第9の説明事項に係る資料で、資料の右上に資料1、資料2と付いてございます。ここまではよろしいでしょうか。この後、5点目から10点目は参考資料としてお配りしたものでございます。5点目が緑色の冊子の委員会の概要。6点目が委員会関係の規程集。7点目が千葉県漁業調整規則。8点目が千葉県における漁業権の概要。そして9点目が千葉県内水面漁業振興計画。最後に10点目が水色の冊子で、千葉県水産ハンドブックとなっております。資料に不足等がございましたらお知らせいただければと思います。皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、議事を進めさせていただきます。

議長でございますが、委員会会議規程第3条に「会議の議長は、会長がこれに当たる」と規定されておりますので、立岡会長にお願いいたします。

【立岡会長】

それでは私のほうで議事を進行させていただきます。

本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第10条により、私から指名させていただきます。出山委員さん、高井委員さん、それぞれにお願いいたします。

次に会議次第8の会長代理の選出ですが、事務局より説明をお願いします。

【信太副技監】

はい。会長代理は漁業法施行令第13条第2項により設置するもので、その職務は「会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する」と規定されています。

その選出方法は委員が互選すると定められており、これまで推薦の上、1名を選出いただいております。事務局からの説明は以上となります。

【立岡会長】

ただいま事務局から御説明がございましたが、会長代理は従前から1名を選出してきているということでございます。今期の委員会におきましても1名を選出したいと考えますが、皆様の御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【立岡会長】

異議なしとのことでございますので、会長代理は1名といたします。

次に互選の方法ですが、従前から推薦により行われておりますので、今回も同じ方法で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【立岡会長】

異議なしのことですので、推薦によることといたします。

それでは、会長代理の推薦をお願いいたします。

【勝矢委員】

粕谷委員にお願いしたいと思います。

【立岡会長】

ただいま勝矢委員から粕谷委員をとの御推薦の御発言がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【立岡会長】

異議なしということでございますので、粕谷委員さん、会長代理をお受けいただけますでしょうか。

【粕谷委員】

はい。

【立岡会長】

ありがとうございます。それでは、会長代理は粕谷委員に決定いたします。

粕谷委員、会長代理の席にお移りいただきたいと思います。

それでは、粕谷会長代理から御挨拶をお願いいたします。

【粕谷会長代理】

私は今まで長い間、会長として大変お世話になりまして、委員会の職務に務めてまいりました。これからも、せっかくの御指名でございますので、少しながらも立岡会長の助けになればと思います。よろしくをお願いいたします。

【立岡会長】

ありがとうございました。ここで事務局と議事の進行を確認いたしますので、皆様にはしばらくお待ちいただければと思います。

(議事確認)

【立岡会長】

それでは議事を進めます。会議次第9の説明事項に移ります。

(1) 千葉県内水面漁場管理委員会について、水産課と委員会事務局より説明をお願いします。

【大槻班長】

水産課漁業調整班、大槻です。私のほうからは次第の次についております右上に資料1と書いてあります「千葉県内水面漁場管理委員会」という、こちらの資料で御説明させていただきます。御用意を願います。座って説明させていただきます。

まず1ページですが、千葉県内水面漁場管理委員会について、法律上の位置付けは、この内水面漁場管理委員会は漁業法と地方自治法に基づいて各都道府県に設置された行政委員会の一つで、都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕・養殖・増殖に関する事項を処理しています。この下は関係法令の抜粋になります。

(2)の権限と機能ですが、大きく3つありまして、1つ目の諮問事項については、漁業法などに基づいて知事から諮問された事項を審議し答申などを行います。例としては漁業権に関すること全般、遊漁規則の認可、それから漁業調整規則の制定や変更、漁業許可の制限と採捕許可の有効期間などになります。

2つ目の決定事項については、委員会として漁業調整上必要な裁定とか指示などを行います。事例としては入漁権の設定の裁定、それから委員会指示です。こちらの決定事項については、こちらの委員会で具体的な事例があるのが目標増殖量に関する指示で、詳しくは後ほど説明させていただきます。

3つ目の建議事項ですが、こちらは知事に対して委員会として必要な建議を行えるものとして、例としては漁業権に条件を付けてくださいとか、委員会指示の裏付け命令、委員会指示を守らない人に対して守らせる命令を出してくださいとかといったこともできる形になってございますが、最近では、こういった建議をしている事例はございません。

次に(3)委員の構成ですが、こちらは法律で定数10名と決まっております。内訳は漁業者代表委員、遊漁者代表委員、学識経験委員で、千葉県の場合は、それぞれ4名、2名、4名ということで決まっております。こちらの内訳については県ごとに割合が異なったりしています。

委員の任期ですが、先ほどあったとおり、4年ということで、本年12月1日から令和10年11月30日までとなっております。

次の2ページをお開きください。(5)委員の制限等ということで、兼職の禁止ということで、都道府県の議会の議員さんとこの委員を兼ねることはできないことになってございます。

それから、委員を辞めるとき、辞任ですね。委員は正当な事由があるときは県と内水面委員会の同意を得て辞任することができます。③委員の失職ですが、破産手続の決定を受けて復権を得ない者とか、禁錮以上の刑に処せられた者については、委員の資格を失いますので失職することになります。④補欠委員の任期ですが、例えば4年の期間中に新しく委員さんが代わった場合も、新しく補欠で入った委員の任期は、そこから4年間ではなくて、令和10年11月末までとなつてございます。⑤委員の罷免ですが、知事は委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合ですとか、職務上の義務に違反した場合は罷免することができますとなつてございます。

(6)会議の運営ですが、会長と会長代理については、今、互選いただいたとおり、委員の互選で決まるという形になってございます。会長代理も同じ形で決まる形になってございます。③会議の成立・議決ですが、会議の成立には定数10名の過半数の委員の出席が必要です。それから議事については、実際に出席された方の過半数で決まりまして、同数の場合は会長の決するところにより決まります。

続いて3ページになります。会議の公開・議事録の公表です。会議は公開となつてございます。それから、議事録を作成してホームページで公表する形になってございます。議事録については、以前から作る規定になってございましたが、インターネットの公表については、令和2年に改正漁業法が施行された以降は、議事の内容についてもインターネットで公表する形となつてございます。⑤議事出席の制限ですが、委員は自己または同居の親族や配偶者に関する事件については、議事に参与することはできません。例えば、何かの許可の取消しだとかの対象が委員さん御自身ですとか、身内の方になっている場合については、その議事に入ることができないとなっています。ただ、委員会の承認があつたときには出席して発言することができるとなつてございます。

続きまして、以下については委員会事務局のほうからの説明になります。

【高山副主査】

それでは、事務局より、(7)前期の実績と今後の予定について御説明します。前第21期の委員会の活動実績は、任期4年間で18回の委員会を開催し、56の議案について御審議いただいたほか、内水面漁場管理委員会の全国組織である全国内水面漁場管理委員会連合会の通常総会やブロック協議会に代表者に御出席をいただいております。

次ページを御覧ください。こちらは令和6年度の委員会の実績と御審議いただいた議題及び来年度の予定として現時点で御審議いただくことを予定する議題とおおよその時期を

記載しております。このほか審議が必要となった場合は追加して委員会を開催させていただければと思います。

次に右の欄を御覧ください。こちらが全国会議に関する予定となっております。例年6月に通常総会、10月、11月頃に研修会、東日本ブロック協議会が開催されております。なお、令和7年度は、持ち回りにより、東日本ブロック協議会の開催が千葉県となっております。

以上で(7)の説明を終わります。

【立岡会長】

説明が終わりましたが、御質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。特にないようですので、次に進みます。(2)千葉県内水面漁業制度について水産課と漁業資源課から説明をお願いします。

【大槻班長】

水産課漁業調整班、大槻です。同じ資料の5ページから引き続いて説明させていただきます。

まず、県内の各地域で行われる漁業などの説明ですが、同じ資料のA3の見開きのカラーの資料をお開きいただけますでしょうか。これは真ん中に千葉県の地図がありまして、それぞれ各地域で行われている主な漁業などを写真などで説明してございます。

まず県の北西部の方、手賀沼とか印旛沼とか江戸川がある場所になりますが、こちらについては手賀沼とか印旛沼とか大きい沼がございまして、そこでは、この写真にあるようなひき網とか、張り網、これは定置網の一種になりまして、それからボサ網といった、かなり規模の大きい漁業が行われています。ここで取られている対象種としては、この写真にありますとおり、コイ、フナ、モツゴですとかエビ類になってございます。

それから、その下の養老川、小櫃川、小糸川、湊川、この辺り、県の南部地域になりますが、こちらについては、右下の方にありますようにヘラブナ釣りですとか、ワカサギ釣りですとか、アユ釣りですとかといった主に遊魚の盛んなエリアになってございます。それから左下にしじみ腰巻とありますが、現在、漁業権としては小櫃川の方ですとか江戸川の方にしじみが免許されておりまして、小櫃川については、今はちょっと漁を休んでいますが、漁をするときは、このしじみ腰巻という大きいかごを使うようなもので取られています。それから、今、利根川の方は資源がかなり少ないんですが、かつて漁が行われていたときは同じような形で船を使ってしじみの操業が行われていたところです。

それから、一宮川とか、夷隅川とか、南白亀川の方になります。こちらについては県内でアオノリの養殖が行われている場所になります。右側の写真のようになるところになります。

それからその上、ホンモロコの養殖については、こちらは漁業権に基づいてということではなくて、それぞれの敷地の中で行われているホンモロコの養殖などもあります。

それから、その上側、利根川流域とかになります。うなぎ鎌とありますように、海に下る前のウナギを置いた鎌で引っかけるような漁業も行われているところ。その右にありますシラスウナギ（ウナギの稚魚）は、利根川が漁獲量としては多いですが、外房から内房まで、東京湾の中でも、これから春までの時期にシラスウナギの漁が行われているところがございます。

また5ページの方にお戻りください。5ページの2の(1)の②ですが、内水面における採捕は基本的には漁業権や採捕許可などに基づいて行われております。それから先ほどあったシラスウナギについては養殖用の種苗として漁業の許可に基づいて行われています。

次のアの漁業権についてですが、漁業権とは一定の水面において排他的に一定の漁業を営むことができる権利であって、知事によって免許されます。県内で免許されている漁業権の種類などはこの表のとおりでございます。共同漁業権と区画漁業権の2種類がございます。共同漁業権には1から5種まであるんですが、内水面で免許があるものは1種と5種になってございます。第1種については全部で3件ありまして、しじみや餌むし、かきなどが対象となっております。5種については14件ございまして、あゆ、こい、ふな、おいかわ、うぐい、うなぎ、にじます、わかさぎ、もつごなどが対象となっております。これら共同漁業権については存続期間が10年となっております。昨年度、令和5年に免許がされましたので、次の免許の切替えは令和15年になります。このうち第5種については、漁業法に基づいて、この魚種の増殖が義務付けられてございますのと、あとは釣り人から料金などを取れる仕組みになっていますので、釣り人に対してのいろいろな規制を決める遊漁規則というのを定めることができる形になってございます。

その下、区画漁業権については、先ほど一宮川とか夷隅川とか南白亀川がありましたが、全部で県内で4件ありまして、内容は全てアオノリの養殖の免許となっております。こちらは存続期間が5年ですので、次の切替えが令和10年になってございますので、今の4年間の任期中に切替えが一つある形になります。

その下の漁業許可、採捕許可は後ほど漁業資源課から説明します。

次の6ページをお開きください。まず漁業権に関してですが、委員会との関わりについてです。まず①漁場計画の策定から免許までということで、こちらにフロー図を載せています。

漁業権を免許するまでの流れについては大きく2つありまして、まず漁場計画をつくる作業が前半戦になります。それから免許の手続をするのが後半戦になります。漁場計画は、この吹き出しにありますとおり、5年ごとにつくる形になってございます。それから、計画の中では漁業権の内容、どこの川や湖を漁場の位置にするのか。それから区域、あと漁業権の種類、先ほどのいろいろな魚の名前がありました。それから漁業の時期、個別漁業権・団体漁業権の別とありますが、こちらは例えば企業とかも免許が受けられるものは個別漁業権となっておりますが、現在、県内に設定されているものはございません。全て地元の漁協さんが免許を受けられる団体漁業権となっておりますので、個別漁業権なのか団体漁業権なのかの区別をここで決める形になってございます。

こちらの漁場計画については、県の方で関係者の要望ですとか、漁場条件を調査をしまして、利害関係人からの意見聴取ということで、ホームページで意見募集を県でかけまして、県が計画の案を策定します。その後、網かけになってございますが、県で作った計画の案について、こちらの委員会の方にこれでいいでしょうかということで諮問をさせていただいて、諮問を受けた委員会の方では関係者にヒアリングをする公聴会というのを開いていただいて、その公聴会の結果を踏まえて、県の方に計画案に対しての意見を返していただき、それでその後、県として計画を定めて公示することになってございます。

この計画の中では、いろいろな魚種とか内容は決まるんですが、具体的にどこに免許するというのは決まっていなくて、例えば夷隅川の流域で魚を取っている人たちが主に構成される組合さんに免許をしますというような形で条件を定めまして、それに対して漁協さんなどが手を挙げていただくような形になってございます。

その後後半の手続として、免許の申請が県に上がってきますので、漁協に対して免許をすることについて、いろいろな関係法令ですとか、その辺の基準を満たしているかの確認をして、委員会に諮り、免許という形になります。

それから免許後の話ですが、漁場の活用ということで、こちらは法律で免許を受けた漁業権者、地元の漁協さんですが、こちらは漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものと定められてございまして、年1回、資源管理の状況、組合員の何名がどういう漁業をやられて、何キロぐらい魚を取られたとか、そういう活動状況を知事の方に報告していただく形になってございます。県はその内容を委員会に報告します。仮に漁業権者が適切かつ有効に活用されていない場合には、県からその漁業権者に対して、きちんと漁場を使ってくださいという指導勧告をするようなときもあります。そのときは改めて委員会の意見を聞くような形になってございます。

それから7ページになりまして、③委員会指示です。先ほど目標増殖量というお話をしましたが、委員会は法律に基づいて水産動植物の繁殖保護とか、漁業調整のために必要があると認めるときは関係者に対して、これを取っちゃいけないとか、いろいろな規制をかけることができます。現在、こちらの委員会では、この委員会指示については、毎年、漁業権者がアユの種苗を何匹ぐらい放流してくださいとか、オイカワやウグイの産卵場造成は何平米ぐらいしてくださいとか、増殖の目標量というのを定めて、それを委員会指示として発出しているものでございます。

水産課の方からは主に漁業権と委員会に関しての説明をさせていただきました。

引き続き漁業資源課の方から説明があります。

【三井班長】

漁業資源課資源管理班の三井と申します。

5ページにお戻りください。内水面漁業におきましては、イとウとエでございますが、漁業許可と採捕許可、それ以外のものという形で分かれております。漁業許可につきましてはシラスウナギ漁業が対象となっており、令和5年12月から新たに導入されたものです。これまでは内水面においては漁業許可というものは本県にはございませんでした。それ以外のものにつきましては、採捕許可として一般の方に許可を出しております。エにつきましては、漁業権が設定されていない漁場とか、規制されていない魚介類を取るときに、手釣りやたも網の場合には、自由に取れることになっております。

7ページをお開きください。(3)内水面の漁業許可等と委員会との関わりについて御説明いたします。

先ほど申しましたように、ウナギ稚魚漁業は漁業許可として、それ以外のものは採捕許可として漁業調整規則に規定されております。ウナギ稚魚はこれまで資源保護の観点から調整規則で採捕は禁止されておりましたが、ウナギ養殖業に欠かせないものとして、ウナギ養殖業に使用する種苗として採捕することは特別に許可されておりました。しかし、悪質な密漁の対象となるおそれが大きいことから、漁業法及び施行規則により特定水産動植物に指定され、原則として採捕は禁止となり、漁業権に基づく採捕か漁業の許可を受けた者、研究等を目的とした採捕しかできなくなりました。本県では令和5年12月からうなぎ稚魚漁業として許可制度に移行しております。

その他の水産動植物の採捕許可については、一般の県民の方に許可しているものであり、魚種ではなく、漁具・漁法で許可をしています。例えば投網を用いて水産動植物を採捕した

いと考えた場合、千葉県漁業調整規則に基づいて、採捕許可を得て採捕することになります。

この様な漁業許可や採捕許可の手続については、漁場の秩序を維持し、申請される方の利便向上を図るため、あらかじめ許可の有効期間や取り扱いについて、採捕の期間、また許可の申請条件、結果報告等についての許可方針を定める必要があり、内水面漁場管理委員会の意見を聞いて定めております。

許可方針等は、有効期限満了日に更新しております。うなぎ稚魚漁業の有効期間は1年、採捕許可の多くは、有効期間が3年となっておりますので、うなぎ稚魚漁業は毎年、一部を除く採捕許可については、3年毎に内水面漁場管理委員会に諮問または協議させていただいております。来年度が一般採捕の切替えになりますので、来年度、お諮りすることになります。

続いて①ウナギ稚魚漁業の詳細について御説明させていただきます。うなぎ稚魚とは、大きさが13cm以下と定義されており、通常、シラスウナギと呼ばれるものになります。特定水産動植物に指定されたことで、違反をした場合の罰則も厳しくなっております。本県のうなぎ稚魚漁業で定めている漁法は、すくい網、ふくろ網、かぐら網、ひき網となっており、許可件数は、令和5年度実績で、表に示すとおり1,334件でした。今年度実績は1,336件となっております。漁業許可の期間は、令和6年12月1日から令和7年4月15日までとなっております。

続いて8ページをお開きください。⑤採捕許可について御説明させていただきます。調整規則で知事許可が必要とされております漁具または漁法は、規則第33条にございますが、20種類ございます。それら漁具・漁法のうち、件数の多いもの等につきまして、6つの許可方針を定めて運用しているところです。

1つ目の一般水産動植物ですが、内水面水産動植物採捕許可になります。有効期間は令和7年7月31日までとなっております。表にあるとおり、県内合計で135件の許可が出ております。内容は、四手網、かぶせ網、すくい網、投網です。投網が最も多く132件の許可が出ております。漁具・漁法につきましては下の図のとおりとなっております。

次のイについては、うなぎ鎌に係る採捕許可です。許可の有効期間は同じく令和7年7月31日まで、許可の件数は28件です。先ほどお見せした別添資料1に詳細な写真が載っております。

続いてウについてですが、地びき網による採捕許可になります。許可件数は6件となります。

次のエについては、刺し網、柴漬、おだ、せん及びはえ縄による採捕許可になります。

これらの漁法は漁具を設置して行うものとなっております。許可件数としましては合計で442件、うち、せんが最も多く、322件となっております。せんで獲るものについてはウナギが多いと聞いております。各漁具・漁法の概要は下の図のとおりとなっております。

続いて9ページをお開きください。オの張り網、ふくろ網及び建干網に係る採捕許可は合計で51件となります。これらの漁具は海面で言うところの定置網に似ておりまして、設置型、待ち受け型の漁となっております。建干網につきましては、下の図にございますけれど、潮の干満のある内水面の水域で一定の範囲を網で囲いまして、干潮時に漁獲するという漁法となっております、現在は許可はありません。

続いてカのひき網（シジミ船びき網）による採捕許可ですが、船の上から、爪のついたかごを下ろして、水底のシジミを採捕するものになります。現在12件が許可されております。有効期間は令和7年8月31日までとなっております。

続いて③特別採捕許可ですが、増殖用または養殖用の種苗を供給するため、規則第37条で規定しております水産動植物毎の禁止サイズ、それから禁止期間などを特別に解除する許可となっております。この特別採捕許可は、アユまたはたねシジミにつきまして、増養殖の種苗を採捕するため禁止を解除するものであり、千葉県内水面増養殖種苗特別採捕許可方針を定めております。アユについて御説明いたしますと、規則第37条の21により、アユは1月1日から5月31日まで禁漁となっておりますが、アユは放流や養殖が盛んな魚種であり、養殖用あるいは増殖用種苗として稚魚を必要とする漁場や養殖業者がいます。そのため、天然アユの遡上がある河川で、増殖あるいは養殖のため、アユ種苗を採捕することができるよう、許可方針を定めて、許可しております。現在、アユについて1件、許可が出ております。

2の千葉県の内水面漁業（漁業制度）についての説明は以上となります。

【立岡会長】

今の説明に関しまして何か御質問等がございましたらお願いします。もしありましたら、後でもお願いいたします。

では、漁業資源課から説明を引き続きお願いします。

【三井班長】

引き続き説明させていただきます。

10ページをお開きください。まず(1)内水面漁業の課題についてですが、上段の①に

内水面漁業組合員数の推移をお示ししております。棒グラフは全国、折れ線グラフが千葉県
の推移となります。本県は昭和48年をピークに右肩下がりに減少しており、平成30年度では
2,611人まで減少しております。内水面漁業の組合員数の減少は全国的にも同じ傾向であり、
高齢化も進んでおります。組合員数の減少は内水面水産資源の安定的な供給や内水面漁業の
有する多面的機能が減少することが懸念されております。

下段の②の生産量及び生産金額の推移については、本県は魚類の生産量・生産額が多くを
占めておりましたが、東日本大震災の影響で平成24年から減少し、平成26年から貝類が増え
ているのは、小櫃川で新たにシジミが採捕されるようになったからです。近年は生産量・
額とも緩やかに減少中なのが現状です。

本県の内水面漁業は昭和45年に過去最高の生産量となりましたが、コイ、フナ等の利用が
減り、利根川に河口堰ができたことで水産資源が激減し、近年はこのような状況となっ
ております。

次の③アオノリについては、県内3か所で養殖されております。アオノリは、県内一部
地域でお正月の雑煮に使用されており、本県の食文化に欠かせないものとなっております。
また海のノリと同じように、板状に加工して流通しております。生産量につきましては、
近年の河川環境の変化等により不作が続いているため、減少しております。

11ページをお開きください。次の④うなぎ稚魚の採捕について御説明いたします。令和
4年度までは特別採捕許可として許可されていたため、内水面と海面に分けて許可してお
りましたが、令和5年度から漁業許可として一本化して許可しております。許可件数は計の欄
にある上段の数字は延べ数であり、括弧の数字が実数となっております。本県は1,300人
以上の人に許可しており、全国的に見ても許可件数は多いです。採捕量は600から800キロ
グラムで、金額は10億円以上で推移しており、全国有数のうなぎ稚魚供給県となっております。

次に内水面漁業に影響を与えるものとして問題となっているカワウの被害について、⑤に
推移を掲載いたしました。カワウは行動範囲が広く、繁殖期が長く、賢く、魚食性である
ため、全国的にも被害が問題となっております。本県においても、特にアユに対して放流時
の被害が大きく、対策を講じておりますが、被害額は横ばいの傾向となっております。河川
でアユの数が減少することによって遊漁者も減少しております。他にアメリカザリガニなど
の害敵生物による被害もあります。

続いて12ページをお開きください。県の取組について御説明いたします。

県では平成26年に制定した内水面漁業の振興に関する法律に基づき、平成29年から千葉県
内水面漁業振興計画を策定し、内水面漁業振興に取り組んでまいりました。お手元に計画の

ほうを配付させていただいております。

これまで計画に基づく取組として、大きく分けて3つの取組を行っております。

1つ目の資源の回復と漁業振興としては、有用水産物の維持・増大対策といたしまして、漁協が行う種苗放流事業への支援を行ってまいりました。またコイ等につきましては種苗放流ができないので、人工産卵床の設置に対する技術支援等も行っております。害敵生物の防除活動等の対策といたしましては、カワウの追払いへの支援、ドローンを用いた被害対策技術の導入・普及等を行っており、また外来魚の駆除に対する支援も行っております。

放射性物質に対する対策といたしましてはモニタリングの継続をしております。放射性物質につきましては、※に書いてあるとおり、令和6年10月に全ての制限は解除されました。今後は引き続きモニタリングを行いながら、漁協が取り組むコイの産卵場の造成やウナギの種苗放流への支援を強化してまいりたいと考えております。放射性物質に係る経緯経過は別添2として添付しておりますので、後ほど御確認ください。

2つ目の遊漁振興につきましては、遊漁振興への対策として、病気に強く、活力の高いアユの種苗の生産を行っております。また小櫃川では夏場にワカサギが大量に斃死することがありましたので、今、原因究明に鋭意取り組んでおります。

③養殖業の推進につきましては、ホンモロコ養殖への支援を行っております。1つ目は養殖用種卵の配布。新規参入者や意欲的な生産者への技術支援。需要拡大・知名度向上PR活動等を行っております。またアオノリ養殖への支援といたしましては、漁業者で組織するアオノリ養殖研究会に対し、漁業者と連携した漁業環境調査を実施したり、あるいは河川の特성에応じた生産技術の検討として陸上採苗試験などを行っております。またほかに輸出振興としてニシキゴイの衛生証明書の発行等を行っております。

4つ目の多面的機能の発揮につきましては、漁場環境の維持といたしまして、河川や湖沼の清掃活動への支援、自然体験活動等への支援を行っております。

漁業資源課からの説明は以上となります。

【立岡会長】

ただいま漁業資源課から説明がございましたが、何か御質問等はございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にないようですので、次にまいりまして、(4)漁業権漁場における有用魚介類の生息状況等について、水産総合研究センターより説明をお願いします。

【藍所長】

内水面水産研究所の藍と申します。

私からは内水面水産研究所で実施しております有用魚介類の生息状況の調査について御報告いたします。この調査の結果については資料2に今から説明するスライドと同じ資料がありますので、そちらも御覧いただければと思います。

初めに調査の目的について説明いたします。この調査は、漁業権が設定されております河川湖沼において魚介類等調査を実施し、有用魚介類及び特定外来生物等の生息状況を把握することです。今回は有用魚介類としてウナギ、アユ、コイなど、9種の漁業権魚種のほか、甲殻類ではテナガエビ類、スジエビ、モズクガニ、貝類ではヤマトシジミについて報告させていただきます。また併せて外来生物の生息状況も御報告します。

次に調査方法についてです。魚類と甲殻類の調査は、表にお示ししましたとおり、手賀沼と印旛沼では毎年度実施しており、ほかの漁業権漁場については約10年で一巡できるよう、毎年度1から2河川で実施しております。調査に当たっては漁業者の協力を得ながら投網や刺し網などにより採捕しております。また採捕調査を補完するため、令和2年度からは環境DNA分析も実施しています。

次に貝類の調査ですが、これは漁業権が免許されている小櫃川と採捕許可を受けている内共12号の利根川でヤマトシジミを対象に毎年度、漁業者の協力を得ながら採捕を行っております。

それでは調査結果の説明に移ります。この表は漁場ごとに確認された有用魚類9種と特定外来生物6種について確認されたところについて丸印で示しております。漁場・河川での確認種は、小糸川で6種で少なく、与田浦が採捕調査で28種、環境DNA分析の結果を含めると最多の31種が確認されています。職員のみで実施した小糸川と湊川の結果は、漁業者の協力を得て実施した河川と比べ種数が少ない結果でした。また漁場ごとに違いはありますが、有用魚類ではニホンウナギ、ウグイ、オイカワ、コイ、ギンブナ、ゲンゴロウブナ、モツゴを多くの漁場で確認できております。またアユは種苗を放流している養老川、小櫃川、湊川、夷隅川で確認され、ワカサギは利根川水系の河川湖沼のほか、養老川でも確認されております。

次に、このグラフは漁場ごとの有用魚類と特定外来生物の重量組成を示したものです。利根川と与田浦を除きますと、有用魚類の重量組成が39%から99%であり、有用魚類が多くの漁場で優占しているものと推測されました。一方、利根川と与田浦では、ハクレンの重量組成が11%から61%、チャンネルキャットフィッシュの重量組成が17%から38%を占めて、

これらの外来魚が優占しているものと推測されました。

次に有用甲殻類の調査結果に移ります。この表は漁場ごとに確認された甲殻類の種類を示したもので、有用甲殻類と特定外来生物であるアメリカザリガニを丸印で示しております。漁場で違いはありますが、2種類から10種類の甲殻類が確認され、多くの漁場でテナガエビ類、スジエビ、モクズガニが確認されております。なお、小糸川では、せんなど甲殻類を採捕しやすい漁具を設置できなかったため、採捕はありませんでした。

次に、このグラフは漁場ごとに有用甲殻類とアメリカザリガニの重量組成を示したものです。栗山川を除くと、有用甲殻類の重量組成は76%から100%を占め、多くの漁場で有用甲殻類が優占しているものと推測されました。なお、栗山川では、理由は不明ですが、アメリカザリガニの割合が高い傾向にあります。

次に、このグラフで、毎年度、採捕調査を行っております手賀沼と印旛沼の結果を説明いたします。このグラフは平成28年度から令和5年度の手賀沼における魚類と甲殻類の重量組成を示したものです。魚類では有用魚類が46%から69%を占める一方、チャンネルキャットフィッシュも11%から48%と一定の割合を占めておりました。また有用甲殻類の割合は95%から100%と高い割合でした。

次に、このグラフについては、手賀沼における張り網の1網1日当たりの採捕量について、平成23年度以降から令和5年度、つまり13年間の推移を示したものです。このグラフの縦軸の目盛りが対数になっておりますので、1目盛り違いますと数量が1桁違うこと、あと値が示されていない年度は採捕がないことを示していることに御留意ください。また魚種が増加傾向にあるか、減少傾向にあるかの判定は、採捕量のデータに直線を当てはめまして、その傾きが有意に上向きの場合は増加傾向、逆に有意に下向きの場合は減少傾向として、いずれでもない場合は横ばいであると判定いたしました。こういう観点から見ますと、手賀沼では増加傾向にある有用魚介類はなく、ギンブナが減少傾向と判定されました。減少要因は特定されておりませんが、手賀沼近郊のカワウの増加などが影響しているのではないかと推測しております。またギンブナ以外の有用魚介類の採捕量は横ばいで推移しておりました。

このグラフは、手賀沼と同様に印旛沼における魚類と甲殻類の重量組成の推移を示したものです。有用魚類が76%から96%と多くを占め、チャンネルキャットフィッシュの割合は手賀沼と比較しますと少ない、2%から10%でした。また有用甲殻類の割合は99%から100%というように高い割合でした。

また、このグラフは、手賀沼と同様に印旛沼において、平成23年度以降の張り網1網1日当たりの採捕量について推移を示したものです。増加傾向にある種がニホンウナギと

ギンブナ、減少傾向にある種はありませんでした。その他の有用魚介類は横ばいという判定でした。

このように手賀沼と印旛沼とも、ほとんどの有用魚介類の採捕量は横ばいで推移していましたが、今後とも動向を注視していきたいと考えております。

次に貝類の調査結果について説明いたします。このグラフは、上のグラフが小櫃川、下のグラフが利根川におけるヤマトシジミの採捕密度を示したものです。上の小櫃川について見ますと、平成30年度から令和2年度にかけ、採捕密度が低下し、令和3年度以降、1平方メートル当たり約1個というふうに少なくなりました。このことから令和2年度以降は資源保護のため禁漁としております。また下の利根川水系でも平成22年度以降、採捕密度が1平方メートル当たり0.1個から0.5個の低位で推移しておりまして、平成22年度以降、ヤマトシジミの漁獲はない状態です。

次に、話を変えまして、特定外来生物について触れたいと思います。この採捕調査では、写真で示しましたこの7種類の特定外来生物が採捕されました。

この図は採捕された特定外来生物の分布について色分けで示したものです。魚類ではブルーギルが12漁場中8漁場、オオクチバスが7漁場と広く確認された一方、コクチバスは手賀沼、栗山川、養老川の3漁場で確認されたのみでした。またチャンネルキャットフィッシュですけれども、利根川のほか、利根川水系の湖沼で確認されております。またコウライギギとオオタナゴについては利根川水系の湖沼で確認されております。甲殻類ではアメリカザリガニが手賀沼、印旛沼、栗山川、湊川で確認されております。漁場によってはチャンネルキャットフィッシュのように優占している種もあることから、この特定外来生物の生息状況についても注視していきたいと考えております。

ここで先ほども話が出ましたが、特定外来生物であるナガノツルノゲイトウについて情報提供させていただきます。ナガノツルノゲイトウは南米原産の外来植物で、陸地だけでなく、水辺にも生え、大群落を形成してございます。本県では、この図の赤い点で示したところで確認されており、利根川水系のほか、栗山川、南白亀川、養老川、小櫃川、小糸川でも確認されております。令和4年の印旛沼における繁茂面積は、この表に示してありますとおり、1万2,000平米ということでした。この繁茂面積について漁業被害を現在もたらしめているオニビシと比較しますと、まだ小さい状況であります。しかし、ナガノツルノゲイトウは茎や葉の断片からでも再生するため、小規模な段階での除去が必要と考えております。県では環境生活部や県土整備部が中心になって除去に取り組んでいるところです。

最後にまとめです。有用魚類は利根川と与田浦以外の漁場では重量組成の39%から99%を

占め、多くの漁場で有用魚類が優占しているものと推測されます。利根川と与田浦では有用魚類の重量組成が10%から33%である一方、ハクレンの重量組成が11%から61%、チャンネルキャットフィッシュの重量組成が17%から38%と多くを占め、これらの外来種が優占しているものと推測されました。有用甲殻類は栗山川以外の漁場では重量組成が76%から100%を占め、多くの漁場で有用甲殻類が優占しているものと推測されます。ヤマトシジミは小櫃川と利根川で毎年度確認されておりますが、生息密度は低いものと推測されました。

以上で報告を終わります。

【立岡会長】

ただいま御説明がございましたけれども、何か質問等はございますか。
吉富委員どうぞ。

【吉富委員】

4ページですけれども、採捕調査に加えて環境DNA分析とあって、補完するというところで実施されていますが、利根川に関しては、採捕調査に比べて環境DNA分析で検出されている数は半数以下で、これは調査方法による何らかの影響が考えられるのか、その辺の理由と今後条件の変更などがありましたら教えてください。

【藍所長】

DNA分析においてはマニュアルが出されていて、このマニュアルに従った形で実施しておりますが、結果的には採捕調査で得られているものが検出されていないという結果でして、方法等をもう少し検討する必要があると考えております。ただ、具体的な方法はまだ考えられておりません。

【吉富委員】

例えば利根川の場合、水深がかなりありますので、表層しか採ってないようでしたら、もう少し深いところを採るなど、そういう工夫によって検出できるようになるのかは分かりませんが、そのあたりも検討されたらいかがでしょうか。せっかく補完するという意味で行っていますので、そう思いました。

【藍所長】

ありがとうございます。表層から採水する方法で実施していましたので、水深帯についても考えていきたいと思います。

【吉富委員】

ほかの河川はもう少し浅いかもしれませんし、利根川は結構水深があって、そういう影響があるかもしれませんので。

【藍所長】

はい。ありがとうございます。

【立岡会長】

よろしく検討していただきたいと思います。

ほかに何かございますか。かなり盛りだくさんの内容なので、この場でというのなかなか難しいのかもしれませんが。何かございましたら、後でもまた御質問を頂いてもよろしいのかなと思います。特によろしいですか。

では、次に移らせていただきたいと思います。会議次第10の議題に移りたいと思います。それでは、議事に入ります。

議題第1号、千葉県漁業調整規則の一部改正について（諮問）を上程いたします。

事務局より朗読をお願いいたします。

【高山副主査】

（朗読）

【立岡会長】

続いて、漁業資源課より説明をお願いいたします。

【三井班長】

第1号議案の千葉県漁業調整規則の一部改正について、ご説明させていただきます。7ページをお開きください。本件は、漁業法及び刑法の一部改正に伴い、水産庁から都道府県に漁業調整規則を改正するよう通知があったことから、漁業調整規則の関係条文の改正

について、お諮りするものです。

なお、今回の改正に合わせ、これまで検討を進めてきた、海面における遊漁者等の漁具又は漁法の制限に係る規定につきましても、見直しを行っておりますが、遊漁者等の漁具、漁法については、海面における制限であり、内水面漁場管理委員会で審議する内容には当たらないため、説明は省かせていただきます。

具体的には、1改正概要の(1)の部分で、こちらは水産庁の規則例に沿って改正するものです。(1)のア「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正」ですが、こちらは漁業法において、違法操業を監視する衛星船位測定送信機、通称VMSの備付け命令を受けた者は、当該機器の通信妨害等をしてはならないことが規定されたため、規則においても同様に規定するものです。

次の、イ「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正」ですが、刑法において、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたため、規則の関係条文を改正するものです。

次の、ウ「罰則規定に係る文言の調整」ですが、両罰規定の対象となる規定について、これまでも罰則の対象は自然人となっておりましたが、そのことを明確化するため、文言を改めるものです。両罰規定とは、違反が行われた場合に、行為者本人だけでなく、その行為者と一定の関係にある法人等をも処罰する旨の規定です。

条文としては、新旧対照表の4ページ、第51条第2項に、VMSに係る条文が追加されており、「前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。」と規定されております。

また、5ページの第59条に、拘禁刑に係る部分として、現行の規則の1行目の最後の部分ですが、「懲役」という文言があります、こちらの規定を改正案の2行目ですが「拘禁刑」という文言に改めております。同じく第59条に、罰則規定に係る文言の調整として、1行目に現行の規則では「該当する者」という文言が用いられていますが、改正案では、「該当する場合には、当該違反行為をした者」といった形で、対象を自然人とすることを明確化する規定に改めています。1号から3号までの最後のところ、現行では「違反した者」と規定されておりますが、改正案では「違反したとき」という規定に改めています。また、6ページ第60条についても、同様に「違反した者」を「当該違反行為をした者」という文言に改めています。

続いて、これまでの経過や今後のスケジュールをご説明します。8ページをお開きください。10月から関係漁協や地方検察庁、取締機関、隣県への説明・協議を進めており、各機関からは異議ない旨の回答をいただいております。併せて、11月18日からは、1か月間パブリックコメントを行い、特に意見はありませんでした。また、水産庁に事前協議を行い、異議ない旨の回答をいただいております。

本日、内水面漁場管理委員会へ諮問させていただいているところですが、12月13日には海区漁業調整委員会にお諮りし、意義のない旨答申をいただいております。1月に水産庁への認可申請、3月に規則を公布する予定としております。

次に施行予定日ですが、第59条第1項の改正規定の「懲役」を「拘禁刑」に改める部分については、刑法改正の施行に合わせ、6月1日から施行することとします。

本事項は、6ページの新旧対照表の附則に記載しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

【立岡会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

特に意見もないようですので質疑を終了し、これより採決に入ります。

議題第1号「千葉県漁業調整規則の一部改正について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成委員挙手)

【立岡会長】

挙手多数により、議題第1号は原案どおり可決・決定します。

なお、本件は、公示の必要があり、その際に県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【立岡会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に議題第2号「その他」を上程しますが、皆様、何かございますでしょうか。

特になければ、本日の議題は全て終了とします。

次に会議次第第11の「その他」ですが、皆様、何かございますでしょうか。

特になければ、事務局より事務連絡をお願いします。

【高山副主査】

事務局から2点、御報告がございます。

1点目は次回委員会についてです。次回の委員会は令和7年4月となっております。日程調整については2月以降にさせていただきたいと考えております。

2点目は、会議終了後、親睦会等についての御相談がありますので、お疲れのところ申し訳ございませんが、委員の皆さまにはそのままお残りいただきますようお願いいたします。

事務局からは以上となります。

【立岡会長】

それではこれもちまして、第1回千葉県内水面漁場管理委員会を閉会します。

皆様、お疲れ様でした。

午後2時57分 閉会